

秘密保持契約書

Non-Disclosure Agreement

大槻電気通信株式会社 (以下、甲という)と.....(以下、乙という)とは、双方から開示する秘密情報 (個人情報保護法に基づく個人データを含む)の取り扱いにつき、以下の通り合意する。

第 1 条(秘密情報)

(1)本契約において秘密情報(以下「秘密情報」という)とは、甲と乙が共同して行なう下記の作業(以下「本件作業」という)に付随して、本契約期間中に、甲乙のどちらかの当事者(以下「開示者」という)が、他方当事者(以下「受領者」という)に開示する秘密情報をいうものとする。

本件作業:.....
.....
.....

(2)開示者が書面または電子的なデータにて「秘密情報」を受領者に開示する場合は、その書面上に秘密である旨および開示目を表示するものとする。開示者が口頭にて「秘密情報」を受領者に開示する場合、開示者は、その内容を書面化し、その書面上に秘密である旨および開示目を表示の上、口頭による開示以降 2 週間以内に、受領者に提供するものとする。但し、「秘密情報」の内、以下に定める情報については、受領者は、本契約第 2 条に定める秘密保持義務を負わないものとする。

開示の時点で、既に公知、公用の情報。

開示後、受領者の責によらず公知、公用となった情報。

開示の時点で、既に受領者が知得していた情報。

開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなしに受領者が入手した情報。

受領者が、開示された情報と無関係に開発、創作した情報。

法令により受領者が開示することが義務づけられた情報。

第 2 条(秘密保持)

(1)受領者は、開示者から開示された「秘密情報」を秘密として保持するものとし、開示者の書面による事前の承認を得ることなく、「本件作業」に関連して知る必要のある自己の役員以外に開示、漏洩、公表してはならないものとする。

- (2)受領者は、「秘密情報」を善良なる管理者の注意義務をもって保管、管理するものとする。
- (3)受領者は、「秘密情報」を「本件作業」に関連してのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならないものとする。
- (4)受領者は、「秘密情報」を開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、複製してはならないものとする。
- (5)受領者は、開示者より開示を受けた「秘密情報」について、当該「秘密情報」の開示、を受けた時点より5年の間、当該「秘密情報」に関して本条に定める秘密保持義務を負うものとする。

第3条(「秘密情報」の返却)

受領者は、開示者の要求があったときは、開示を受けた開示者の「秘密情報」を開示者に返却すると共に、「秘密情報」の複製物がある場合はこれを破棄するものとする。

第4条(契約期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日から、_____年___月___日までとする。但し、第2条5項の受領者の義務は、契約期間満了後も、同項の所定の期間は存続する。

第5条(協議)

本契約に定めのない事項または条項の解釈につき疑義を生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議の上解決を図るものとする。尚、万が一協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合は、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両当事者記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲) 福島県郡山市田村町金屋字上川原286
大槻電気通信株式会社
代表取締役社長 大槻 努

乙)